

令和2年第2回双葉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

3月定例会以降の行政経過についてご報告いたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、政府は、4月7日に7都府県、4月16日には全国を対象に「緊急事態宣言」を発令いたしました。本町においては、3月9日に庁内に双葉町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、これまで9回に渡り感染拡大防止対策等の協議を進めてまいりました。

この間、4月と5月の2回に渡って世帯へのマスクの配布や、感染予防対策の啓発活動を行い、また、双葉町役場いわき事務所をはじめ、埼玉支所や郡山支所等において、4月13日から来庁者の検温や窓口での飛沫感染防止のビニールカーテンの設置等を行っております。

町民の皆さんにおかれましても、「不要不急の外出や密閉・密集・密接の“3つの密”を避けること」「こまめな手洗いや消毒」「マスクの着用」など、ご自身でできる感染予防対策にご協力をいただいていることと思います。

その後、政府は5月14日、福島県を含む39県の「緊急事態宣言」を解除し、5月25日には首都圏1都3県と北海道についても解除をいたしました。

また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として取り組んでいる「特別定額給付金」ですが、本町においては、5月13日に町民の皆さんに申請書を発送し、5月18日から申請受付を開始、5月25日から順次支払いを行っております。

「緊急事態宣言」が解除されましたが、新型コロナウイルスを取り巻く状況はまだまだ予断を許さない状況にあり、再び感染が拡大する可能性も十分にあります。引き続き、「3つの密の回避」や「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「こまめな手洗い」をはじめとした基本的な感染防止対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を定着させていく必要がありますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

さて、東日本大震災と福島第一原子力発電所事故から9年となる3月11日、いわき市内において、ご遺族と関係者が参列し、東日本大震災双葉町追悼式を挙行いたしました。

午後2時40分より政府による東日本大震災総理大臣官邸献花式の中継に合わせ、午後2時46分には犠牲者のご冥福を祈り1分間の黙とうを捧げ、ご遺族の悲しみに寄り添いながら、町の復興と町民の皆さん一人ひとりの心の復興の道を、共に歩んでまいることをお誓い申し上げます。

今回の追悼式は、新型コロナウイルス感染防止対策のため、町職員の参加を縮

小し、参列者のマスクの着用と手指消毒の徹底を図りながら実施いたしました。

4月6日、新型コロナウイルス感染防止対策として規模を縮小し、双葉町立小・中学校合同入学式及びふたば幼稚園入園式を挙げていたしました。南小学校に5名、中学校に7名が入学、ふたば幼稚園に3歳児1名が入園いたしました。園児、児童、生徒の合計人数は昨年度当初より7名少ない47名となりました。

新型コロナウイルス感染防止のため、4月13日から町立幼稚園、小・中学校を臨時休業といたしました。教育委員会では、子供たちの学習を受ける機会を確保するために、4月20日からオンライン授業を実施し、継続的に学習・生活支援を行い、学校再開に備えてまいりました。

5月14日、政府から福島県を含む39県の「緊急事態宣言」が解除され、5月24日をもって、県からの学校等の休業要請が解除されたことを受け、25日から段階的に学校を再開し、6月1日から全面的に教育活動を再開したところです。

5月21日、いわき事務所において、地元企業である株式会社エナジーと中野地区復興産業拠点への企業立地協定締結式を行いました。これまで15件、20社と立地協定を締結し、引き続き、産業拠点へ進出を希望する企業と現在詳細協議を行っており、協議が整った企業から順次企業立地協定を締結していく考えです。

最後に本定例会に提案いたしました、案件について申し上げます。

まず、報告事項が6件となります。提出議案については、専決処分の承認が7件、条例の一部改正が5件、令和2年度補正予算（案）が3件、合わせて15件となりますので、慎重なるご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。行政報告といたします。